

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

「まちを知り、愛します松山」俺たちにできるまち再生計画  
～『大学生とNPOの融合』への仕掛け～

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

松山市

### 3 地域再生計画の区域

松山市の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 【地域特性】

本市は、愛媛県のほぼ中央部に位置し、四国山地や波静かな瀬戸内海などの豊かな自然と温暖な気候に恵まれた地域であるとともに、正岡子規をはじめ数多くの文人が育った豊かな歴史と文化の香る城下町である。

平成17年1月1日には、隣接する北条市と瀬戸内海の島嶼部である中島町と合併し、新たな山と海の豊かな資源が地域に加わるとともに、人口約51万人を有する四国最大の都市となり、更なる発展に向けた可能性が大きくなっている。

また、本市には、旧藩以来の伝統として学問重視の風土があり、明治初期の小学校開設や外国語の教養を取り入れる近代教育、また、優れた人材を教師として登用してきた歴史があり、今日においてもその伝統を引継ぎ、市内には4年制大学4校、短期大学3校の教育機関が集積し、充実した教育環境が形成されている。

更に、平成16年度には、「松山市キャリア人材育成特区」が認定され、平成17年4月より地域における高い専門性を持った人材を育成することを目指した株式会社による大学が設置されており、今後も一定割合の若年層人口が確保されるものと考えている。

## 【地域再生計画の意義】

本市では、「『坂の上の雲』を軸とした21世紀のまちづくり」として、近代国家を築いた明治という時代に生きた本市出身の三人の若い主人公たちの「高邁な志」と「熱き思い」を、現代に生きる我々への貴重な示唆として受け止め、有形・無形の地域資源を最大限に活用した魅力ある個性的なまちづくりを推進しているところであり、昨今、NPO等による市民を巻き込んだ自主的・自立的活動も活発化するなど、着実に市民参加の輪が広がっている。

しかしながら、本市のNPO等の実態を見た時、構成員に熟年層が多く、事務能力、情報発信力の脆弱性などの課題が顕在化しつつあり、新たな牽引者の発掘が急務となっている。

このため、NPO等が、少子高齢化への対応等さまざまな地域課題の解決に向けて、その基盤を強化し、今後更なる活動の活性化を図るには、これまで市が取り組んできたNPO等への支援事業の一層の展開を図るとともに、地域の宝であり、未知数の能力とアイデアを秘めた若者の育成と参加が不可欠である。

そこで、複数の大学が集積している本市の特性や、学生の提案を市政へ反映することを目的として実施してきた「学生による政策論文募集」の取り組み、大学生によるボランティア活動等市民活動の気運の芽生えを踏まえ、大学・大学生とNPO等が協働したまちづくりを展開していくことが非常に有意義と考える。

受験や包括的な教育から抜け出し、自分の将来、社会の未来を真剣に考えつつ、自己実現に向けた行動が備わり始める層ともいえる大学生は、斬新なアイデアと若く力強いパワーにあふれている。彼らが積極的にまちづくりに参加し、その力を発揮できるよう、NPOと地域、行政が連携し、段階的な市民参加プログラムを立案し実施することで、NPO等の市民活動の活性化と併せ、将来的なまちづくりを推進していく上で不可欠となる人材の育成に資するとともに、地域への愛着を喚起し若者のコミュニティ離れを防ぐことが期待できる。

このように大学生とNPOなどさまざまな組織との融合を仕掛けながら、それぞれの能力及び組織力の向上を図り、一層の市民活動の拡大につなげていくことで、将来にわたって活力あふれる松山市を目指す。

## 【地域再生計画の目標】

今回の取り組みにおいて、多くの大学生がNPO等の市民活動に参加しながら、より高いレベルのまちづくりを学び、企画運営等のノウハウなどを修得し、さらには、地域課題の解決に向けた調査・研究を実践することによって、松山の人々やまちに溶け込み、松山のまちづくりにも共感を抱かせる。このような過程を通して、まちづくりにおける専門的な能力を身に付けた大学生、すなわち、将来のまちづくりの主役として活躍できる人材の育成を図る。

#### (1) 大学生ボランティアネットワークの構築

将来のまちづくりの核となるリーダーの育成を目的として、大学の垣根を越えたボランティアネットワークの構築を図りながら、企画運営等の能力を向上させる。

その目標数値として、本計画で実施する各事業への参加人数を設定する。

(目標1) 「市民活動へのきっかけ提供事業」及び「横のつながりの継続化させる事業」に3カ年で合計1,000人の学生参加

(目標2) 平成19年度末における「コミュニティリーダー養成事業」受講終了の学生数100人

#### (2) 地域の市民活動の活性化

本市が展開しているNPO等のサポート事業をより強力に推進していくとともに、活動中のNPO等の市民活動に大学生らの積極的な参画を図ることによって、スタッフ不足の解消や組織の活性化を促し、これまでの活動そのものを一層活発化する。

(目標3) 平成19年度末における本市のNPO法人数160団体(現在106団体)

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

NPO、大学、地域、行政の連携による大学生をターゲットとした人材育成事業として、第1段階を「きっかけの提供」、第2段階を「横のつながりの継続化」、第3段階を「リーダー育成」とする流れを一つのプログラムとし、それらをサイクル化させて実施する。

特に、ステップ3の「コミュニティリーダー養成事業」は、NPOや地元中小企業等へのインターンとともに定期的にセミナーを開催することで、企画力や団体運営力を養成するものであり、インターン終了後、課題に対して実際に調査をし、チームワークで解決していく「プロジェクト学習」では、現場経験があり、知識や情報に富んだ学生による実践的なレベルの高い取り組みを見込む。

#### ステップ1 市民活動へのきっかけ提供事業

- ) イベントの開催
- ) スクールボランティアの実践
- ) まつやまミニ遍路体験

#### ステップ2 横のつながりを継続化させる事業

- ) 市民活動発掘塾
- ) 活動交流会
- ) 四国ボランティアネットワーク会議の開催

#### ステップ3 コミュニティリーダー養成事業

- ) セミナーの開催
  - ) 長期インターン
  - ) プロジェクト学習
- その他関連事業；啓発・情報発信事業
- ) 大学生ボランティア瓦版の発行
  - ) 活動紹介ビデオの作成

市は、事業推進に当たって、大学、大学生とNPOとのコーディネート役として必要な情報の提供や事業推進方策の助言を行うほか、「まつやまNPOサポートセンター企画運営事業」として実施する人材マッチング事業、NPO交流会、NPOまつり等への大学生の参画を促進し、NPO活動のノウハウ習得を側面から支援する。

## 5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

## 5 - 3 その他の事業

### 5 - 3 - 1 基本方針に基づく支援措置

地域再生に資するNPO等の活動支援（人材育成支援事業）

平成17年度は、第1段階の「きっかけの提供」及び第2段階の「横のつながりの継続化」の流れを確立させ、第3段階の「リーダー育成」については、インターンを実施している意識の高い学生に対しての能力開発を重点的に行う。

#### ステップ1 市民活動へのきっかけ提供事業

イベントを通して、広く学生に市民活動を体験する機会を提供するとともに、スクールボランティアの実践をモデル的に実施し、地域の中での学生の可能性を見出していく。

#### ステップ2 横のつながりを継続化させる事業

より深くNPOへの理解を図るために長期的な講座を開催し実践者（学生）層を拡大させるとともに、実践者の連携を作るために交流会を開催し、さらに四国内の学生のネットワークを作るための調査を行う。

#### ステップ3 コミュニティリーダー養成事業

意識の高い学生に対して、セミナー等を通して能力開発を行い、企画運営できるノウハウを身に付けたリーダーを養成する。

#### PR活動

広く大学生にボランティア情報を発信し、各種事業の周知及び市民活動に携わる学生の声を伝える媒体として機関紙を発行するとともに、「まち」の構成員である大学生の「まち」に対する活動を実践していく姿を市民に広く伝え、市民が「多様な人々の参加によって誇りあるまちを築いて

いる」ということを認識してまちづくりに参加していくために、学生の活動紹介ビデオを作成し、メディアを使って放送していく。

### **5 - 3 - 2 支援措置によらない本市独自の事業**

#### **【まつやまNPOサポートセンター企画運営事業】**

本市の市民活動をサポートする拠点として設置の「まつやまNPOサポートセンター」において、NPOの立ち上がり支援や人材マッチング事業、NPO交流会、NPOまつり等の事業を実施し、市民全体の市民活動の促進を図る。

また、大学生の当センター事業への参画も積極的に促進し、NPOとの交流を通じた人的ネットワークの拡大、企画や運営のノウハウ習得につなげる。

## **6 計画期間**

認定の日から平成20年3月末まで

## **7 目標の達成状況に係る評価に関する事項**

計画終了後、4に示す数値目標のうち、(目標1)及び(目標2)はNPO、(目標3)は市において状況を把握・公表し、NPO及び各大学ボランティアセンタースタッフ、教員、行政によって構成する評議員によって事業評価、改善すべき事項の検討を行う。

また、市民活動の活性化の度合いについて評価するため、NPOと大学生の協働事業に関する状況調査や市民のNPOに対する意識調査を行う。

## **8 地域再生計画の実施に関し当該地域公共団体が必要と認める事項**

該当なし